

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 政策等の題名：(仮称) 杉並区墓地条例の制定について
- 政策等の案の公表の日：平成 23 年 12 月 11 日
- 意見提出期間：平成 23 年 12 月 11 日から平成 24 年 1 月 10 日 (31 日間)

上記の条例案の素案について意見提出手続を行った結果、10件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数 (A+B)	人数 (A)	団体数 (B)	項目数
郵送	3	2	1	14
電子掲示板	2	2	0	4
電子メール	0	0	0	0
FAX	5	0	5	17
持参	0	0	0	0
合計	10	4	6	35

注) 件数：提出件数 (但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果の区の考え方は別表のとおりです。

## 別表

番号	区民からの意見(要旨)	区の考え方
趣旨について		
1	墓地の需要はあり、墓地を設置出来る寺院が新たに設置することは区民の要望に応えることになり、福祉につながると思います。規制の強化はおかしいのではないですか。なんのための規制強化なのか説明して下さい。	杉並区民の墓地需要は今後もあると考えていますが、市街地での無秩序な墓地経営が行われることのないよう、必要な規制を行う必要があると考えます。 なお、周辺との調和が図られている既存墓地等については、現行の「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」(以下「都条例」)の例によることとします。
墓地等の経営主体について		
2	条例で言う宗教法人法第4条2だけの規定ではオウムに代表される新興宗教や暴力団の関係深い実態のない宗教法人によるトラブルが防止できるのでしょうか。利潤を第一義とすると採算割れ等で経営法人の消滅も考えられ、あとは野放しとなる可能性もあります。残地の整理、修復上事業許可に保全措置講ずるべきです。	まず、宗教法人の主たる事務所が区内に設置されてから2年間を経過しないと、墓地等の経営許可等の申請ができないこととしており、この規定により実態のない宗教法人によるトラブルは抑制できると考えます。 次に、墓地には非営利性及び永続性が求められており、経営許可に当たって、事業の経費清算や宗教法人の財務状況について、書類の提出を求めます。また、杉並区内で過去に許可を受けて消滅した法人はありませんが、条例素案には経営主体に該当するものが、経営を引き継ぐ場合の規定を設けています。
3	条例素案では、杉並区の隣接区市の宗教法人を考慮していません。 《同様意見 2件》	周辺環境との調和及び墓地等経営の適正化を図る上で、主たる事務所が区内にあることが必要であると考えます。
4	主たる事務所が区内にない場合は、墓地の許可が受けられません。すでに墓地を運営している寺院が、今後墓地の拡張をする場合は、墓地の申請自体ができないこととなりますが、新設墓地、既存墓地では、成り立ちが違いますから、きちんとした対応をした方がよいのではないのでしょうか？	周辺との調和が図られている既存墓地等については、現行の都条例の例によることとします。

墓地等の経営許可		
5	現行都条例第4条第3項にある「許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる」の規定を落としています。項立し、区長の権限強化を明記すべきです。	同様の規定を設けます。
6	専ら焼骨を埋蔵する墓地の河川、池、住宅等からの距離制限の緩和規定や、説明会の対象範囲の緩和規定については削除すべきで、少なくとも利害関係者はいるはずです。	専ら焼骨を埋蔵する場合の設置場所を緩和する規定を設けているのは、土葬の場合と異なり、公共水域の汚染等の問題が発生しないためです。また、周辺と調和が図られている既存墓地等の場合、説明会の対象範囲については、現行の都条例の例によることとします。
7	新規に境内地に墓地を拡張する場合で、地続きの場合は無条件で許可すべきです。	周辺との調和が図られている既存墓地等の拡張については、現行の都条例の例によることとします。
墓地等の設置場所		
8	土地所有者に限定しており、具体的に接道条件等を明記しており良くできています。	
9	条例素案では、幅員6m以上の道路に接道し、幹線道路まで幅員6m以上としていますが、ほとんどの寺院で広い公道に面しておらず、墓地の拡張ができません。また、納骨堂の増設及び新築ができません。 《同様意見 5件》	墓参の混雑時にも安全が確保できるよう十分な幅員の道路が必要と考えます。なお、周辺との調和が図られている既存寺院等の墓地等については、現行の都条例の例によることとします。
10	駐車場に道路が接続していなければならないことは理解できますが、墓地及び納骨堂に接続していなければならない必然性はないと考えます。	墓地等の駐車場は墓地の区域または墓地等に隣接した境内地に設けることが必要です。また、高齢者等交通弱者の墓参に対応するため、墓地及び納骨堂にも接道は必要と考えます。なお、周辺との調和が図られている既存墓地等の拡張については、現行の都条例の例によることとします。
墓地等の構造設備		
11	杉並区内は他自治体に比べ非常に多くの墓地があり、9割以上は高い囲塀で街並美観が保たれ、高級住宅街としてのブランドを確立し高額納税者がたくさんいる自治体です。最近、地震で塀が倒壊しないようにと塀の立て直しをした寺があり、予算圧縮のためか墓地が歩行する人からも中が丸見えの高さになりました。「原則として、墓地の囲塀を建て直す際に、塀の高さを従前の高さを保ち、外から墓石と卒塔婆が見えないよう配慮すること」という条例を制定してください。	障壁の高いことが見透しを悪くし防犯上好ましくないとする考え方や、倒壊により通行等防災上の危険があるとする考え方もあります。そのため、条例素案では墓地の新設又は拡張にあたり、「境界には、障壁及び区長が別に定める緩衝緑地を設けること」と記載し、高さについては住民協議を経て事業者が決めるべきものと考えます。条例では塀の高さについて規定しません。

1 2	<p>墓地の駐車場について2%以上とするのは、寺院によっては厳しいかと思えます。また道路を隔てたところに管理事務所、駐車場等があれば支障はないはずですので、都条例のただし書き部分「これら施設の全部または一部について、当該墓地を営しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地を利用者が使用する施設を所有する場合において、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない」を残すべきと思えます。</p> <p>杉並区は公共交通機関が多いため、必ず駐車場の増設が必要なのではないでしょうか。</p> <p>《同様意見 3件》</p>	<p>駐車場は、高齢者等交通弱者による墓参に対応するためにも、墓地に付帯する設備として一体的に管理する必要があるため、墓地の区域又は墓地に隣接する境内地に設けられるべきものと考えます。墓地の区域又は墓地に隣接する境内地に十分な台数を収容できる駐車場を設けることでも可能と考えます。</p> <p>なお、周辺との調和が図られている既存墓地等については、現行の都条例の例によることとします。</p>
1 3	<p>境界に「原則として設ける緩衝緑地」及び「原則として幅員1m」の原則としては外すべきです。外せないなら、原則の理由(または審査基準)を明記すべきです。</p>	<p>条例では、「境界には、障壁及び緩衝のための緑地を設ける」旨を規定します。また、審査基準に「緑地の幅員は1m以上とする」旨を規定するとともに、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、配慮できるように規定します。</p> <p>なお、周辺との調和が図られている既存墓地等については、現行の都条例の例によることとします。</p>
1 4	<p>墓地の緑地について緑地は基本的にあった方がよいでしょうが、樹木が鬱そうとしてくると薄気味悪い感じになる場合もあります。緑地の面積は都条例にある15%でよいでしょうし、都条例のただし書き部分の「区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めればあいは、この限りでない」を残すべきと思えます。境内地内の他の緑地を墓地の緑地と見なすことはできないのでしょうか。緑地帯は墓地内の別の場所に設けることができないのでしょうか。</p> <p>《同様意見 3件》</p>	<p>緑地の割合については、15%以上とします。また墓地の面積に応じ、25%以上までの範囲で割合を増やします。ただし、墓地の区域に隣接する境内地に一定の広さの緑地が一体性のある緑地として確保されている場合は、現行の都条例の例によることとします。</p> <p>また、条例では「境界には、障壁及び緩衝のための緑地を設ける」旨を規定し、審査基準に「緑地の幅員は1m以上とする」旨を規定するとともに、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、配慮できるように規定します。</p>
1 5	<p>寺院内に墓地があり、寺院の墓地参拝用として兼用できる場合は、必ずしも墓地等に新たに管理事務所や便所等の付帯設備設置の必要はないと考えられるため、”必要に応じての設置”としてご検討頂きたい。また、この場合、治安上の観点からも特別不要と考えます。</p>	<p>墓地の区域に隣接する境内地の寺院の礼拝設備等を管理事務所とすることや、建物内にある便所を墓地の付帯設備として使用することは可能と考えます。</p> <p>なお、周辺との調和が図られている既存墓地等については、現行の都条例の例によることとします。</p>

納骨堂の構造設備基準		
16	具体的に建基法の条文を明記し、非常に好ましいです。	素案の考え方により、条例制定を進めます。
事前手続きについて		
17	「周辺住民」の規定は非常に好ましい。ただし、条例素案の「墓地の敷地の境界線から、おおむね100mの距離の範囲の居住者」が条例でどのように表記されるのか見えません。	「周辺住民」については、「墓地の敷地の境界線から、おおむね100mの距離の範囲の居住者」と規定します。
18	事前説明会の周辺住民として当該地から100m以内としています。許可申請で300mとしており広く意見を求めるなら300mとすべきです。 また事前説明会の予定を区報にも掲載して周知すべきです。 90日前の標識の設置、7日前の事前説明会等日数に余裕を持たせるべきです。	300mというのは、周辺見取り図のことです。これは、周辺の状況を把握するため、申請者に添付させるもので、影響が及ぶ範囲とは考えていません。 なお、説明会開催の周知は申請予定者に義務付けており、区報への掲載は特定の事業者への便宜供与と見なされる場合もあり、区報への掲載は致しません。 次に、標識の設置は、申請の90日以上前、説明会の開催周知期間は説明会の開催7日前までとします。説明会に出席できなくても可能な限り説明に努めることを規定し、90日以上範囲で説明や協議は可能であると考えています。
19	なぜ、条例素案19に説明会の適用除外の条項を立てるのでしょうか。この条文を削除するか、残すなら地方公共団体についてだけ適用すべきです。	いずれの経営主体であっても、周辺との調和が図られている既存墓地等の拡張について説明会の対象範囲については、現行の都条例の例によることとします。
20	条例素案の「周辺住民」は「墓地の敷地の境界線からおおむね100mの範囲の住民」としており、集合住宅が多くあるところもあり、対象住民が多数に及ぶ場合があります。 説明会の開催等何事に対しても反対意見がありがちですが、墓地そのものに対する反対は今日においてはあまりないのではないかと思います。ゆえに説明会の義務化はいらぬのではないのでしょうか。100m先の人の生活に墓地がどのような影響を与えるのでしょうか。必要とすれば、都条例の、隣接住民等の範囲でよいと思います。 周辺との距離は30m程度で良いです。 《同様意見 5件》	墓地等の境界線からおおむね100mの範囲の住民の皆様には、墓地の新設によって何らかの影響があると考えます。なお、周辺との調和が図られている既存墓地等については、条例素案19の適用を考えています。

素案の作成手続きについて	
21	<p>新規・既存に関係なく墓地の新設が事実上できないと思われ、宗教活動の妨害になりませんか。まちづくり条例がしっかり決まっていない段階で、墓地条例と整合させようとする事自体に無理があるのではありませんか。</p> <p>条例素案の意見募集について、公式ホームページと広報だけでは、関係者はわかりませんし、場合によっては意見できません。もう少し関係団体などと事前相談等が必要ではありませんか。</p> <p>既存墓地を有する寺院に対しての配慮が一切されていませんが、区長が判断する前にどういう流れで決定され、区民意見を募集したのか説明していただきたいです。</p>

問合せ先

杉並保健所生活衛生課環境衛生担当

電話 03-3391-1991